



平成 24 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 東洋紡績株式会社  
代表者名 代表取締役社長 坂元 龍三  
(コード 3101 東証、大証、各第 1 部)  
問い合わせ先 法務部長 南村 幸彦  
(TEL 06-6348-3217)

## 商号変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の当社第 154 回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、商号変更について決議するとともに、「定款一部変更の件」を同総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 商号の変更

##### (1) 変更の理由

当社は、明治 15 年に紡績業としてスタートいたしました。今日では、化成品、機能材、バイオ・メディカルなどの新たな分野を事業の中心（スペシャルティ事業）に据え、「環境、ライフサイエンス、高機能で、新たな価値を提供するカテゴリートップ企業」として成長・発展することを目指しております。このような経営方針のもと、当社は、商号を事業の実態に鑑みたものとするとし、呼称として定着している「東洋紡」に変更するものであります。

##### (2) 新商号（英文表記）

東洋紡株式会社（英文：TOYOBO CO., LTD.）

（注）英文表記に変更はありません。

##### (3) 変更予定日

平成 24 年 6 月 28 日開催予定の当社第 154 回定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、平成 24 年 10 月 1 日に効力を生じるものといたします。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### (2) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 6 月 28 日（木）

定款変更の効力発生日 平成 24 年 10 月 1 日（月）

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (商号) 当社は、<u>東洋紡績株式会社と称する。</u> <u>前項の商号は、英文ではTOYOBO CO., LTD. と表示する。</u></p> <p>第2条           (略)</p> <p>第40条  (新設)</p>	<p>第1条 (商号) 当社は、<u>東洋紡績株式会社と称し</u>、英文では TOYOBO CO., LTD. と表示する。</p> <p>第2条           (現行どおり)</p> <p>第40条</p> <p><u>附則</u> <u>第1条の規定の変更は、平成24年10月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。</u></p>

以上